

【市報さいたま掲載依頼原稿の提出期限変更について】

令和8年3月6日

日頃より、本市のスポーツ・レクリエーションの普及・発展にご尽力いただき、ありがとうございます。
令和8年6月号以降の市報さいたま掲載希望原稿の提出期限について、現時点で市報発行を担当している広報課への原稿案提出期限が広報課より未提示のため、過去の変更に倣い、以下の期日とさせていただきます。

【変更前】

掲載希望月の3ヶ月前の20日

【変更後】

令和8年6月号：令和8年3月12日(木)

令和8年7月号：令和8年4月8日(水)

令和8年8月号：令和8年5月7日(木)

※令和8年9月号以降の提出期限については、広報課より提示され次第、改めてご連絡させていただきます。

※提出期限以降の原稿提出は、お断りさせていただく場合がありますのでご注意ください。

※提出先については、スポーツ振興課から変更はありません。

ご理解の程よろしくお願いたします。